

訪問診療について

「通院が困難な方」のお宅や入所されている施設への訪問診療を致します。

訪問診療開始の前に、事前に契約を行なって頂く必要があります。原則月2回（病状等によって回数は異なることがあります）、医師・看護師の2名で訪問（定期往診）し、ご本人の診察を行ないます。血液検査・注射・褥瘡（じょくそう）処置等を行なうこともでき、病状によっては点滴・麻薬の管理も行ないます。

24時間対応の契約も行ないますので、祝日や夜間などに具合が悪くなった場合の臨時往診も行います。

王子生協病院・他診療所と連携しており、24時間対応の可能な在宅医療機関として『在宅療養支援診療所』の届けを行っております。

王子生協病院は、病棟全室、差額ベッド代は頂いておりません。また、緩和ケア病棟もあります。

下記のような経過で、訪問診療をご希望される方はご相談ください。

- ・ 認知症が進行し、体力も弱ってきて通院が難しい。

- 急な入院で治療を受けたが、退院後の通院ができなくなった。
または、現在入院中だが病状が安定したため在宅での療養を希望している。
- がんの末期であるが、最期は自宅で過ごしたい。
- 在宅での点滴治療を継続希望される方、人工呼吸器や胃瘻・気切カニューレ・褥瘡（じょくそう）・人工肛門がある方など、特に不安がある方はその点もあわせてご相談ください。

ケアマネージャー・訪問看護ステーション、訪問介護事業所とも連携し、必要な医療・介護サービスを受けつつ、住み慣れた地域で安心してその人らしく過ごせるようサポートをしていきます。

費用は医療保険、介護保険が適応され、通常の外来診療と同じような一部負担があります。

☆ご家族様・ケアマネージャー様からのご相談のお電話は診療時間内に受け付けております。（03-3807-2302）